

所定疾患施設療養費の算定状況

2023年度算定状況（2023年4月1日～2024年3月31日）

疾病名	件数	日数
肺炎	41	275
尿路感染症	25	115
带状疱疹	4	24
蜂窩織炎	20	150

算定要件

1. 対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。

肺炎

尿路感染症

带状疱疹

蜂窩織炎（令和3年4月改定）

2. 入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する。

3. 同一の入所者について1月に1回、連続する10日間を限度として算定する。

4. 緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

5. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。

6. 診断名、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む。）

7. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。

8. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。